

見積合せの実施について

下記のとおり見積合せを実施します。

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 : 政府所有（飼料用）米穀の販売
- (2) 銘柄・数量 : 別紙1の「販売対象米穀一覧表」による。
- (3) 最低応札数量 : 300 トン
- (4) 引取期限 : 令和7年3月末日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者等の休日に当たるときは、その前営業日とする。）
- (5) 見積合せ方法 : 見積合せは、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代（フレキシブルコンテナ使用料含む。）込みの1トン当たり単価及び数量にて行うものとする。

2 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づく配合飼料用米の有資格者であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 基本要領に基づく、資格の停止を受けている期間中でないこと。

3 見積合せの説明書、売買契約書案等の交付の場所、期間及び時間

- (1) 場所 : 東京都千代田区一ツ橋1丁目2番2号
住商フーズ株式会社 マーチャンダイジング本部 MD第四部
掲載ウェブサイト
<https://www.scfoods.co.jp/products/rice/seifumai.html>
農林水産省農産局のウェブサイト（入札・定例販売情報）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/hanbai_siryou_2/index.html
- (2) 期間 : 令和6年11月27日（水）から11月28日（木）まで
- (3) 時間 : 9時から17時まで（11月27日（水）は14時から）

4 政府所有米麦情報管理システムの利用

本案件は、政府所有米麦情報管理システムで行う。なお、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け19総食第2065号総合食料局長通知。）第3の2の（1）のアからエまでに掲げる事由により政府所有米麦情報管理システムによることができない場合等は、紙によることができる。

5 見積合せの場所及び日時

- (1) 場所：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

- (2) (別紙2) 政府所有米穀(配合飼料用) 買受見積書の受付締切日時

ア 政府所有米麦情報管理システムを利用する場合

令和6年11月29日(金) 13時00分

イ 紙による見積合せの場合

(ア) 持参する場合 令和6年11月29日(金) 13時00分

(イ) 送付する場合 令和6年11月28日(木) 17時00分必着

なお、郵送の場合は、特定記録等、記録が残る方法により、送付すること。

- (3) 開札日時

令和6年11月29日(金) 13時00分

6 紙による見積合せの買受見積書の提出場所及び提出方法

- (1) 買受見積書(以下「見積書」という。)在中の封筒には、見積件名「政府所有米穀(配合飼料用) 販売に係る買受見積」と記載するとともに、初度見積の見積書には「1回」と、再度見積の見積書には「2回」と、再々度見積の見積書には「3回」、以下、最高「10回」と回数がわかるよう記載して提出するものとする(見積書の提出は10回(枚)まで可能)。

また、当該封筒には、見積合せ参加者の名称を記載するものとする。

- (2) 見積書の提出場所

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班

7 見積合せの無効又は取消し

- (1) 競争参加に必要な資格のない者のした見積合せ及び見積合せに関する条件に違反した見積合せは、無効とする。
- (2) 申込価格に百円未満の端数を付した見積合せは、無効とする。

8 買受者の決定方法

次の方法により決定した数量が300トン以上になる者を買受者として決定する。

- (1) 買受希望者から提出のあった見積書において、売渡予定価格以上の見積書を提示した者のうち高価の者から見積合せ対象数量に達するまでの者を買受予定者とする。
- (2) 同価の見積書を提出した者が2者以上の場合は、見積書に記載された買受希望数量の多い者から、順次、買受予定者とする。ただし、同価かつ同数量の見積書の場合には、販売可能数量を買受予定者数で按分するものとする。
- (3) 最後の順位の買受予定者の買受希望数量が先順位の買受希望数量と合計して見積合せ対象数量を超える場合は、その超える数量を控除した数量を販売数量とする。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、受託事業体と売買契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

次に掲げる事項を農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

- (1) 当該見積合せに係る契約者の名称
- (2) (1)の者ごとの合計契約数量

11 同意事項

買受予定者は、次の全ての事項を同意する。

- (1) 引渡数量は、落札数量の5%の範囲で増減すること。
- (2) 引取期限（令和7年3月末日）までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
 - ① 不履行が判明した時点で次回の見積合せに参加できないこと。
 - ② 政府所有米穀の買受資格を停止又は取消す場合があること。
- (3) 販売予定米穀の異物の混入限度等は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第2の2の（3）によるが、実際の販売米穀の異物の混入については、産地国や販売ロット等により差が生じること。

注）農林水産省は、政府所有米穀の安全性を確保するため、販売直前にカビの混入がないか確認するとともに、カビ毒に関しては、試料を採取し、食品衛生法上等问题がないことを確認しています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/boeki/beibaku_anzen/kabikabi_doku_kensa_survei_llance.html

12 その他

- (1) 買受予定者が本件販売に係る契約を締結しないときは、基本要領に基づき政府所有米穀の買受資格の停止又は取消しをする。
なお、見積合せから契約までの期間に別添「政府所有米穀取扱い基本契約書(案)」が変更される場合がある。
よって、「政府所有米穀取扱い基本契約書(案)」の変更により、買受予定者に不利益が生じることが明らかな場合で、買受予定者から申出があった場合に限り、当該買受物品について、契約を締結しないことを認めることができる。
- (2) 本内容に記載なき事項は、見積合せ説明書による。

令和6年11月27日

所在地：東京都千代田区一ツ橋1丁目2番2号

受託事業体名：住商フーズ株式会社

マーチャндаイジング本部 MD第四部

担当：畑、渡邊、伊藤、井谷

電話：03-6369-0260 F A X：03-6369-0216